

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 31 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

有床診療所防火対策自主チェックシステムの運用終了について（周知依頼）

日頃より厚生労働行政の推進につきまして、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

消防庁が平成 26 年 4 月 1 日より運用を開始した標記システムについて、同庁より、別添のとおり令和 7 年 3 月 31 日を以て同システムの運用を終了したとの連絡がありましたので、貴管下の有床診療所に対して遺漏のないよう周知いただきますようお願いいたします。

(別 添)

消 防 予 第 127 号
令和 7 年 3 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の廃止について

「有床診療所防火対策自主チェックシステム」については、平成 25 年に福岡市で発生した診療所火災を契機とし、「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の運用開始について」(平成 26 年 3 月 31 日付け消防予第 142 号) 等により運用してきたところですが、同火災を踏まえて強化されたスプリンクラー設備の設置など、有床診療所に係る防火対策の整備が進んだことから、下記のとおり当該システムを廃止することとしましたのでお知らせします。

都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知については、厚生労働省及び国土交通省と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 運用終了及びシステム廃止日
令和 7 年 3 月 31 日 (月)

2 留意事項

- (1) 有床診療所の防火安全を引き続き確保するため、消防本部・医療部局・建築部局による定期的な連絡会開催など、地域の実情に応じた取組みを図られたいこと。
(2) 有床診療所の関係者に対し、スプリンクラー設備の設置に係る指導を行う場合には、必要に応じ、消防庁ホームページに掲載しているスプリンクラー設備に係る経過措置の周知のためのリーフレットを活用されたいこと。

<参考：リーフレット>

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/prevention001_22_sprinkler.pdf

3 その他

登録された情報については、システム廃止と併せて全て消去しますので、廃止前の入力状況等に関するお問い合わせには回答いたしかねます。

消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係
奥田違反処理対策官、辻係長、亀田総務事務官
TEL : 03-5253-7523
E-mail : fdma-yobouka119@soumu.go.jp